

通所介護運営規程

社会福祉法人愛知育児院

南山の郷デイサービスセンター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知育児院（＝開設者）が設置経営する南山の郷デイサービスセンターが行う指定通所介護及び予防専門型通所サービス事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態（予防専門型通所サービスにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び予防専門型通所サービスを提供し、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 予防専門型通所サービスの提供にあつては、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の心身機能の維持又は向上を目指すものとする。

3. 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定通所介護及び予防専門型通所サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

南山の郷デイサービスセンター（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

愛知県名古屋市昭和区南山町5番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1名（常勤）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

二、生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

四、介護職員 5名以上

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

また、リフトバスによる利用者の送迎を行う。

五、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は自立した生活を送れるように機能訓練（リハビリ）を提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 年中無休とする。但し、12月29日から1月3日を除く。
- 二、営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三、サービスの提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用定員)

第8条 1日に指定通所介護及び予防専門型通所サービスのサービスを提供する定員は34名（通常規模）とする

(指定通所介護及び予防専門型通所サービスの内容)

第9条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの内容は次のとおりとする。

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ア、排泄の介助
- イ、移動の介助
- ウ、通院の介助等その他必要な身体の介護
- エ、養護（休養）

二、健康状態の確認

三、機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア、日常生活動作に関する訓練
- イ、レクリエーション
- ウ、グループワーク
- エ、行事的活動
- オ、体操
- カ、趣味活動

キ、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練

四. 口腔機能向上サービス

口腔機能が低下又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目指して個別に訓練を提供する。

ア. 口腔清掃の指導若しくは実施

イ. 摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施

五. 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

六. 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

ア. 一般浴槽による入浴

イ. 特殊浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア. 衣類着脱

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な介助

七. 食事サービス

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

エ. 調理

八. 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ. 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ. 住宅改修に関する情報提供

エ. 家族介護者教室の開催

オ. その他の必要な相談、助言

九. 時間延長サービス

利用者及びその家族からの希望に応じ、介護保険外サービスとして時間延長サービスを提供する。

ア. サービス提供日 平日のみ（土、日曜、祝日は休み）とする。

イ. サービス提供時間 通常のサービス提供時間終了後、午後6時30分～午後7時30分までとする。

（通所介護計画の作成等）

第10条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び予防専門型通所サービス計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画及び予防専門型通所サービス計画を作成する。

2. 通所介護計画及び予防専門型通所サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
3. 利用者に対し、通所介護計画及び予防専門型通所サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第11条 本事業所が提供する指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用料は、当該サービスについて名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額より算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

一、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

事業の実施地域を越えて、片道10km未満	325円
事業の実施地域を越えて、片道10km以上	1kmを超える毎に33円加算

二、利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額（夕食代込み）

時間延長サービス（平日の19時30分まで）	1回	2,500円
-----------------------	----	--------

三、食費 食事1回分につき(おやつ代含む) 650円

四、おむつ代 実費

五、前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担する事が適当と認められる費用 実費

2. 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
3. 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

名古屋市 昭和区、瑞穂区、天白区

(サービスの提供記録の記載)

第13条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第15条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(感染症対策)

第16条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね6月に1回開催する。

(3) その他関係通知の遵守、徹底に務めるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるなど関係機関と綿密な連携を保つものとする。

(緊急時における対応方法)

第17条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第19条 事業所は、指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護及び予防専門型通所サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定通所介護及び予防専門型通所サービスに関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者を無視すること。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第22条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用者は、当事業所の運営に支障をきたすような、また、他の利用者に迷惑を及ぼすような言動をしてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる

ために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間（その完結の日から5年間）は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知育児院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年 4月1日より施行。
- この規程は、平成13年10月1日より施行。
- この規程は、平成15年 4月1日より施行。
- この規程は、平成15年10月1日より施行。
- この規程は、平成16年 4月1日より施行。
- この規程は、平成17年 4月1日より施行。
- この規程は、平成17年10月1日より施行。
- この規程は、平成18年 4月1日より施行。
- この規程は、平成19年 2月1日より施行。
- この規程は、平成19年 6月1日より施行。
- この規程は、平成19年12月1日より施行。
- この規程は、平成20年 6月1日より施行。
- この規程は、平成21年 4月1日より施行。
- この規程は、平成21年 6月1日より施行。
- この規程は、平成22年 6月1日より施行。
- この規程は、平成22年10月1日より施行。
- この規程は、平成23年 6月1日より施行。
- この規程は、平成24年 4月1日より施行。
- この規程は、平成24年 6月1日より施行。
- この規程は、平成25年 6月1日より施行。
- この規程は、平成26年 4月1日より施行。
- この規程は、平成26年 6月1日より施行。

この規程は、平成27年 4月1日より施行。
この規程は、平成27年 6月1日より施行。
この規程は、平成27年 8月1日より施行。
この規定は、平成28年 6月1日より施行。
この規定は、平成29年 4月1日より施行。
この規定は、平成30年 1月1日より施行。
この規定は、平成30年 7月1日より施行。
この規定は、令和 1年 6月1日より施行。
この規定は、令和 2年 4月1日より施行。
この規定は、令和 3年 4月1日より施行。
この規定は、令和 4年 6月1日より施行。